

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【公表番号】特表2009-526676(P2009-526676A)
 【公表日】平成21年7月23日(2009.7.23)
 【年通号数】公開・登録公報2009-029
 【出願番号】特願2008-555266(P2008-555266)
 【国際特許分類】

B 4 2 D 5/00 (2006.01)
 C 0 9 J 7/02 (2006.01)
 B 3 2 B 7/12 (2006.01)
 B 3 2 B 7/06 (2006.01)
 B 4 2 D 15/00 (2006.01)

【F I】

B 4 2 D 5/00
 C 0 9 J 7/02 Z
 B 3 2 B 7/12
 B 3 2 B 7/06
 B 4 2 D 15/00 3 0 1 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月5日(2010.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各シートが相対する筆記可能な第一及び第二表面、相対する上縁部及び下縁部、並びに相対する第一及び第二側縁部を有する、互いに積層された複数のシートと、

前記第二表面上に配置され前記シートの前記上縁部に近接する固定機構であって、(a)各々が作用面を有し互いに概ね平行に配列され間隔をあけて設置される第一及び第二隆起要素、及び(b)露出面を有し前記第一及び第二隆起要素の間に配置される感圧性接着剤を含み、前記感圧性接着剤の露出面から前記第二表面までを測定した際の前記感圧性接着剤の高さが、前記隆起要素の作用面から前記第二表面までを測定した際のいずれの前記隆起要素の高さよりも低い固定機構と、

前記複数のシートをまとめて結合する手段と、を含むパッド。

【請求項2】

前記固定機構に加えられる圧力が閾値に不足する場合は前記感圧性接着剤は基材から間隔をあけて配置され、閾値の圧力が前記固定機構に加えられる場合に前記感圧性接着剤が前記隆起要素を壊さずに前記基材と固定係合に至る、請求項1に記載のパッド。

【請求項3】

前記複数のシートを前記パッドから脱着し、前記脱着したシートを積層体内に集める際に、前記閾値圧力が前記固定機構に加えられない限り前記脱着シートが接着により互いに結合されない、請求項2に記載のパッド。

【請求項4】

積層体内に複数のシートを含むパッドであって、各シートは相対する筆記可能な第一及び第二表面、相対する上縁部及び下縁部、並びに相対する第一及び第二側部、並びに前記

シートの第二側部に配置された選択的な接着機構を有しており、

前記選択接着機構は、

各隆起要素が作用面を有し、前記シートの上縁部に近接して配置され互いに概ね平行に配列され間隔をあけて設置される第一及び第二隆起要素と、

露出面を有し前記第一及び第二隆起要素の間に配置される再配置可能な感圧性接着剤と、を含み、前記感圧性接着剤の前記露出面から前記シートの第二表面までを測定した際の前記感圧性接着剤の高さが、前記隆起要素の作用面から前記シートの第二表面までを測定した際の前記第一又は前記第二隆起要素のいずれかの前記高さより低く、

前記第一及び第二隆起要素並びに前記感圧性接着剤が前記シートの第一側部から第二側縁部まで連続しているパッド。

【請求項 5】

前記感圧性接着剤に加えられる圧力が閾値に不足する場合は前記感圧性接着剤は基材から間隔をあけて配置され、前記圧力が閾値に達する場合は、前記第一及び第二隆起要素を壊さずに、前記感圧性接着剤が前記基材と固定係合に至る、請求項4に記載のパッド。

【請求項 6】

前記複数のシートを前記パッドから脱着し、積層体を形成するために前記脱着したシートを集める際に、前記閾値圧力が前記固定機構に加えられない限り前記脱着シートが接着により互いに結合されない、請求項5に記載のパッド。